

平成31年

第1回市議会定例会 議案第39号

函館市青果物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市青果物地方卸売市場条例（平成20年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「ものの金額にその100分の8に相当する金額を加えた金額（」を「費用の項目および金額（消費税額および地方消費税額を含む。」に、「）および」を「）ならびに」に改める。

第68条第2項第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第68条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る市場の施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る市場の施設の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、青果物地方卸売市場の施設の使用料に

ついで消費税等相当分を改定し、および市場取引に係る規定を整備する
ため